



高齢者になっても元気でいきいきと自分らしい自立した生活を送れるよう、新しい介護予防のサービスが始まります。

地域包括支援センター 4月からスタート



長島町役場内に設置された地域包括支援センター

4月から、介護保険制度が介護予防に重点を置いた内容に変わります。

そこで、町では介護予防の中心的な機関として「地域包括支援センター」を設置して、高齢者が自立した生活を送れるよう支援していきます。

支援センターってどんなところ？

地域包括支援センターは、長島町役場保健衛生課内に設置し、高齢者を対象に、介護予防や相談など総合的な支援を行います。

センターには、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員が配置され、チームを組んで高齢者を支援します。

どんな支援をしてくれるの？

介護予防ケアマネジメント(支援)

介護予防の相談や「介護予防サービス計画書」の作成などを行います。

総合相談支援

介護保険だけでなく、さまざまな制度や地域団体の協力を得ながら、総合的な支援を行います。

権利擁護

高齢者の人権や財産を守ります。たとえば、成年後見制度の手続き支援や虐待、消費者被害の早期発見・防止などを進めていきます。

地域のケアマネジャーを支援

ケアマネジャーのネットワークを構築したり、困難事例について助言したりして、ケアマネジャーの後方支援を行います。

ご相談ください

○高齢者のみなさんやその家族、近隣に暮らす方の介護に関する悩みや問題に対応します。介護に関する相談や心配ごと、悩み以外にも、健康や福祉、医療に関することなど、幅広くご相談に応じます。

高齢者の自立を支援します

○介護保険で要支援1・2と認定された方は、介護保険の介護予防サービスを利用できます。

○支援や介護が必要となるおそれの高い方や自立した生活をしている方などは、町が行う介護予防事業を利用できます。

ネットワークをつくりまします

○みなさんを支える地域のケアマネジャーの指導や支援のほか、高齢者のみなさんにとってより暮らしやすい地域にするため、さまざまな機関とのネットワークづくりを行っています。

高齢者の権利を守ります

○高齢者のみなさんが、住み慣れた地域で生活していくうえで、発生する様々な問題を防止し、安心した生活が送れるよう専門的、継続的に支援します。